

賃金・労働条件の改善へ向けて 賃金確定闘争、再開！！

2020年の神奈川県人事委員会報告・勧告は、新型コロナウイルス感染症の影響で民間給与実態調査が遅れたため、一時金について先行して勧告を行う、異例の勧告となりました。県労連は、一時金に関する当局の提案を受けて、月例給等の勧告をふまえた交渉とあわせた一体的な闘争としてすすめることとし、新型コロナウイルス感染症対応で業務が増大する中、奮闘するすべての職員の生活改善につながる基本賃金、実効性ある「働き方改革」の推進、再任用・臨任・非常勤職員の処遇改善等を要求してきました。

12月中旬には、本年の月例給等に関する報告・勧告が想定されています。県労連賃金確定闘争は、今後、人事委員会報告・勧告を受け、引き続き県当局との交渉を行っていくこととなります。湘南教組は、県労連、神教組に結集し、賃金・労働条件等の改善にむけてとりくみます。

12月10日 期末・勤勉手当が支給されます！

	教職員 支給額		再任用教職員 支給額	
12月期末手当	給料×1.25		給料×0.725	
12月勤勉手当 区分	成績率	支給額	成績率	支給額
特に優秀	107.5%	給料×1.075		
優秀	100.5%	給料×1.005	47.75%	給料×0.4775
良好	93.5%	給料×0.935	44.25%	給料×0.4425
良好でない	88.5%	給料×0.885	41.75%	給料×0.4175

勤勉手当の成績率に係る評価結果の開示請求・苦情申出ができます！

まず、決められた期間内の開示請求をして、説明を受けます。

12月10日支給の勤勉手当の成績率に係る評価結果の開示期間

12月10日(木)から12月17日(木)まで

※学校長に対して評価結果の開示を請求します。



それでも納得がいけない場合には、苦情申出をすることができます。

12月10日支給の勤勉手当の成績率に係る評価結果に対する苦情申出期間

12月10日(木)から12月28日(月)まで

※学校長を通して教育委員会に対して苦情申出をします。第3者に立会人を依頼することができます。

昇給区分の決定に関する苦情申出期間

2021年1月4日(月)(昇給通知書の交付の日)から1月29日(金)まで

※学校長を通して教育委員会に対して苦情申出をします。第3者に立会人を依頼することができます。

湘南教組は、神教組に対して県教委が人事評価結果における検証・改善をはかるよう求めるとともに、市町教育委員会に評価者への制度理解及び検証、評価者研修の充実も求めてきました。今後も、人材育成の趣旨の徹底をはかりながら、制度検証の継続や評価者の理解を、神教組とともに県当局に働きかけて行きます。